

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト推進中

転倒災害が急増しています！！

青梅労働基準監督署管内において、令和4年の休業4日以上の転倒に係る労働災害は、46件（同年5月末時点）発生しています。

前年は同28件であり18件増（前年比+64.3%）と急増しています。

転倒災害防止のためには、適切な床面・照度・手すりの設置等の設備改善、作業に見合った靴の導入、体のバランス能力の向上、体操の取組、教育を行い労働者の安全意識を高揚させること等が求められます。

裏面のチェック表を用いて、事業場の職場環境や労働者の作業行動を確認し、問題のあったポイントを改善しましょう。

また、皆様の事業場では、安全の担当者を配置していただいているのでしょうか。安全管理者又は安全推進者を選任する必要のない事業場においても別添の『**安全推進者**の配置等に係るガイドライン』に基づき安全推進者を配置し、安全管理体制を充実させ労働災害防止を進めましょう。

青梅労働基準監督署からのお知らせ（東京労働局HP）

「転倒災害防止のための見える化事例集」&
「転倒災害防止講習会を開催しました」
の資料を参考にしてください。

 青梅労働基準監督署



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目

1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明る さ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを 選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知し ていますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を 促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを 禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れて いますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドライン

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種（建設業や運送業、製造業などを除く非工業的業種。以下「3号業種」という。）の事業場には、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制の構築に係る法令的な担保がなされていません。

一方、1年間に発生する休業4日以上の労働災害約12万件のうち、その3分の1を上回る約5万件が3号業種において発生しており、これら3号業種における安全管理体制の構築が急務となっています。

本ガイドラインは、こうした状況から、安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種（その他の小売業、社会福祉施設など）に対して、安全推進者を配置することにより、安全管理体制の充実を図ることなどを目的に示されたものです。

事業場における労働災害防止の推進のため、本ガイドラインに沿った取組みを進めましょう。

目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- 小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- 社会福祉施設
- 飲食店



東京労働局 青梅労働基準監督署

安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配意するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関するこ

（例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等）

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関するこ

（例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等）

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関するこ

（例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等）

